

## 令和5年度募集分

### 単独型短期入所生活介護から特別養護老人ホームへの転換事業者募集要項

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

#### 1 はじめに

- 本市では、特別養護老人ホームなどの高齢者福祉施設は、「第8期名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（はつらつ長寿プランなごや2023）」に基づき計画的な整備を進めております。このうち特別養護老人ホームに関しましては、令和5年度までに、「380人」分の整備計画を掲げているところです。
- この整備計画に沿って、令和5年度から令和6年度までに、単独型短期入所生活介護から特別養護老人ホームへの転換を希望される事業者を募集することとしました。転換を希望される事業者におかれましては、**この要項及び関係法令（老人福祉法、介護保険法等）、関係条例等を十分にご理解の上、応募いただきますようお願いいたします。**

#### 2 募集内容について

##### (1) 募集対象施設

○特別養護老人ホーム

※単独型短期入所生活介護事業所からの転換に限る。  
※定員29名以下の特別養護老人ホーム（地域密着型介護老人福祉施設）又は定員30人以上の特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）のいずれも可能。

##### (2) 募集数

○募集数 40人分

※第8期名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に掲げる令和3年度から令和5年度の特養整備目標数380人分から令和3年度整備100人分、令和3年度短期入所生活介護からの転換20人分及び令和4年度、令和5年度整備着工分196人分を除き、令和4年度定員減少分を含めた164人分のうち単独型短期入所生活介護からの転換分。

##### (3) 募集する日常生活圏域

○市内の全区域

##### (4) 転換する時期

○令和5年度から令和6年度（令和7年4月1日まで）

(5) 応募の対象者について

○名古屋市内において単独型短期入所生活介護事業所を運営する社会福祉法人

3 転換協議の受付について

本募集要項にのっとり、単独型短期入所生活介護から特別養護老人ホームへの転換希望者は、P.19「令和5年度募集分単独型短期入所生活介護から特別養護老人ホームへの転換協議申出書」を提出してください。

【転換協議申出書の提出期限】

令和5年5月12日（金） 17時まで

（郵送、メール又は持参のこと。郵送、メールの場合は、必ず期限内に到着確認を電話にて行うこと。持参の場合は、必ず事前に電話連絡のこと。）

協議書類の提出期限は次のとおりです。

【転換協議書の提出期限】

令和5年6月30日（金） 17時まで

（必ず事前に電話連絡の上、持参のこと。郵送不可）

※いずれの書類も提出先は、名古屋市役所本庁舎2階 健康福祉局高齢福祉部介護保険課です（詳しくはP.8参照）。

※いずれの書類についても、提出期限が書類受付の最終日ですので、それまでに書類の不足、内容誤り等々がないように担当課職員と十分打合せをし、確定した書類を提出してください。なお、協議書類については、転換協議申出書を提出いただいた後、適宜相談を受付けます。

※いずれの書類についても、提出期限を過ぎた場合においては、いかなる理由であっても受理いたしません。

4 提出書類について

- 別にお示しする提出書類一覧のとおり提出していただきます。
  - ※「転換協議申出書」につきましては、ウェブサイト「NAGOYA かいごネット」よりダウンロードし、ご利用ください。
  - ※その他の提出書類様式につきましては、転換協議申出書の提出後、電子メールにて送付します。
- 提出された書類は、返却いたしません。
- 転換協議書は項番ごとにインデックスを付し、A4判のフラットファイル（バインダーやビニールファイルは不可）に綴じ1部を提出してください。

## 5 今後の日程について（予定）

区 分	事 項
令和5年3月30日	転換事業者募集開始
5月12日	<b>「転換協議申出書」の提出期限（法人→市）</b> ※「転換協議書」の提出前に申出書の提出が必要です。
6月30日	<b>「転換協議書」の提出期限（法人→市）</b> ※本市が求める書類について、 <b>確定した書類を提出してください。</b>
7月～8月	検討・協議内容審査・ヒアリング・現地確認 特別養護老人ホーム等整備事業者評価委員より意見聴取 <b>事業者の選定</b>
9月上旬	<b>選定結果の通知（市→法人）</b>
特養開設の3か月前 (1か月間)	特別養護老人ホームの入所申込み者の受け付け
特養開設の2か月前 (末日まで)	老人ホーム設置認可申請書類の提出（老人福祉法、法人→市） 指定申請書類の提出（介護保険法、法人→市）
短期入所を廃止する 1か月前まで	単独型短期入所生活介護の廃止届の提出 (介護保険法、法人→市)
～令和7年4月1日	老人ホーム設置認可(老人福祉法、市→法人) 事業者指定(介護保険法、市→法人) 特別養護老人ホームの開設
開設後速やかに	老人ホーム事業開始届の提出（老人福祉法、法人→市）

※上記の日程については、事情により変更になることがあります。

## 6 特別養護老人ホームへの転換方針（協議要件）

- 1事業所の転換数は、令和5年6月1日時点の短期入所の定員を上限とします。
- 地域密着型特別養護老人ホームの場合はユニット型（全室個室・ユニットケア）とします。
- 特養の開設は毎月1日に限ります。
- 令和7年4月1日までに特養を開設してください。
- 事業実施にあたっては、地域に開かれた運営を行ってください。
- 地域包括ケアシステム構築に寄与する取組みを行ってください。
- 生計困難者等に対して利用者負担を軽減する、社会福祉法人による利用者負担軽減の申し出を行ってください。

## 7 選定方法と結果について

### (1) 選定

- 選定基準に従い、提出期限までに提出された転換協議書及びヒアリングをもって選定するものとします。選定基準は、P. 10「令和5年度募集分 単独型短期入所生活介護から特別養護老人ホームへの転換選定基準」となりますが評価得点が最低基準を満たさない場合は選定されませんのでご了承ください。
- 最終的な選定は特別養護老人ホーム等整備事業者評価委員における意見聴取の上、行います。
- 採択した法人の辞退等により募集数に空きが生じた場合は、採択されなかった法人のうち最低基準を満たした計画の中で得点の高い計画から転換について調整させていただく場合があります。

### (2) 結果の通知

選定結果につきましては、採択あるいは不採択にかかわらず「令和5年9月上旬」をめどに各法人あて通知する予定です。

## 8 留意事項

### (1) 協議にあたって

- 転換協議書の提出期限までに理事会等の議決等により意思決定を経て協議してください。
- **安全性・収益性の観点により法人の財務状況に支障がないことが条件になります。**  
**(流動比率が、直近2年のいずれかの期で100%未満がないこと。自己資本比率が、直近2年のいずれかの期でマイナスがないこと。サービス活動収益対経常増減差額比率が、直近2年のいずれかの期でマイナスがある場合は協議事項とします。)**
- 協議者が、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員等（暴力団員と密接な関係を有する者を含む）、名古屋市が行う事務及び事業からの排除対象者であることが判明した場合は、協議を無効とします。また、暴力団員等であるかどうかを愛知県警察本部に対し照会することがあります。
- 下記に該当する法人（その法人と代表者を同一人物とする法人も含む）は応募できません。ただし、特段の事情があるものとして市長が認めた法人は除きます。
  - ・ 本市が実施した各種の事業者公募等（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・認知症高齢者グループホーム・小規模多機能型居宅介護等）において、併設計画として採択された併設事業所を開設後10年未満、かつ、転換協議書提出期限より過去3年以内に廃止した法人。
  - ・ 介護保険事業のうち施設・居住系サービス（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・認知症高齢者グループホーム・特定施設入居者生活介護）を転換協議書提出期限より過去3年以内に廃止した法人。

### (2) 欠格事由について

**事業者指定にあたっては欠格事由があります。介護保険法の規定により、申請者・役員が申請前5年以内に介護保険サービスについて不正又は著しく不当な行為をしたことがある場合などは、事業者指定を行うことができません。**

### (3) 補助金について

転換により特別養護老人ホームを設置する場合、名古屋市からの補助はありません。

#### (4) 財産処分について

国又は自治体から補助金を受けて取得した財産について、転用などする場合は財産処分の手続きが必要となります。財産処分が必要な場合は、処分実施までに財産処分の手続きを完了させることが必要です。

#### (5) 特別養護老人ホームの入所者の選定について

国の基準省令の趣旨にかんがみ、施設サービスを受ける必要性が高い方から優先的に入所いただくため、介護の必要の程度及び介護者等の状況を勘案した優先入所基準を定めております。施設においては、優先入所基準に基づいて入所者の選定を行っていただくこととなります。

#### (6) 利用者等への説明について

特別養護老人ホームの入所者は優先入所基準に沿って選定するため、現在、短期入所生活介護を利用されている場合でも特別養護老人ホームへすぐに入所できない方もあります。このため、利用者や関係機関に対し必ず説明を行ってください。転換協議書提出時には、その説明状況の報告が必要です。

#### (7) 運転資金

事業開始から施設の運営収入が確保されるまでの運転資金として、**施設の年間事業費の12分の3以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等、自己資金として確保していることが必要です。**

※この他に、事務費（特養開設までの経費）の資金確保も別途必要です。

#### (8) 用地について

- 土地は、全て法人に所有権があること（抵当権等の施設存続の支障となりうるような権利設定がないこと。ただし、独立行政法人福祉医療機構及び協調融資に対する担保設定は除く。）を原則とします。
- 特例として、借地における整備も可能(建物の貸与は不可)ですが、地上権又は賃借権の設定登記や無料又は低額な賃貸借料を設定すること等の各種条件を満たす必要があります。  
低額な賃貸借料とは、本市市有地貸与に準じて、以下の計算式により算出することとしており、月々の賃借料がこの価額の範囲内である必要があります。

※低額な賃貸借料＝土地評価額（路線価方式）×3/1000×10%（月額）

##### <条件の一例>

- ・事業実施に必要な期間（50年以上）の地上権又は賃借権の設定をし、かつ、これを登記すること。※定期借地可
- ・法人が寄附金等により、当該賃借料を長期にわたって安定的に支払う能力があると認められること。
- ・当該法人の理事長又は当該法人から報酬を受けている役員等からの賃借により貸与を受けることは不可です。
- ・原則として、福祉医療機構からの融資の際には、敷地は担保提供すること。

ただし、愛知県内又は隣接する県において、特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人がP.11「特別養護老人ホームの整備状況」の優先順位1、2の区内で転換する場合もしくは地域密着型介護老人福祉施設のサテライト型居住施設に転換する場合の賃貸借料は、以下の額を上回らない額とします。

※土地評価額（路線価方式）×3/1000（月額）

### (9) 建物について

- 建物は、全て法人に所有権があること（抵当権等の施設存続の支障となりうるような権利設定がないこと。ただし、独立行政法人福祉医療機構及び協調融資に対する担保設定は除く。）とします。

### (10) 防犯対策について

地域に開かれた施設運営を実施するとともに、外部からの不審者侵入等に対する防犯対策について取組みを実施するようお願いします。

また、入所者の自由を不当に制限したり、災害発生時の避難に支障が出たりすることのないようご留意願います。

## 9 協議書提出にあたっての留意点

- 協議書は、「転換協議申出書」をその期限までに提出した場合に限り受け付けます。
- 協議者が提出された書類に虚偽の記載をした場合は協議を無効とします。また、選定後において虚偽等が判明した場合にも選定を無効とします。
- **協議書提出後は、法人の都合による計画の変更は認めません。**
- 協議に関し必要な費用は、協議者の負担とします。
- 提出書類は理由の如何に関わらず返却いたしません。
- 提出書類については、名古屋市情報公開条例（平成 12 年名古屋市条例第 65 号）に基づく開示の対象となることもありますのでご留意願います。
- 書類の提出期限後にはやむを得ない事由等で辞退する場合、辞退理由を明記の上、辞退届（様式は任意）を提出してください。
- **協議相談及び各種書類の提出時は、法人役員及び従業者の方に同席願います。代行申請は不可とします。**

## 10 特別養護老人ホームの運営

### (1) 特別養護老人ホームの設置認可、介護老人福祉施設の指定

- 老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設置認可申請及び開設届
- 介護保険法に基づく介護老人福祉施設の指定に関する申請

### (2) 人員・設備運営基準例

#### ① 人員基準の概要

施設長	常勤で選任（資格のない者は講習を受講する。）
医師	入所者の健康管理・療養上の指導を行うために必要な人数
生活相談員	入所者 100 人に対して常勤で 1 人以上
介護・看護職員	総数は入所者 3 人に対して常勤換算で 1 人以上、また入所者数により常勤換算の看護職員数が決められています。 ・入所者 31～50 人の場合、常勤換算で看護職員 2 人以上（1 人以上は常勤） ・地域密着型の場合、看護職員は 1 人以上（1 人以上は常勤）
介護支援専門員	入所者 100 人に対して常勤で 1 人以上
栄養士又は管理栄養士	1 人以上
機能訓練指導員	1 人以上
宿直	夜勤者とは別に配置（夜勤者が加配されている時間帯は除く）
その他	調理員、事務員、その他の職員

## ②設備運営基準

- 特別養護老人ホームの建物は、耐火建築物としてください。
- 各設備の詳細はP.13以降の各「特別養護老人ホームの設備基準」を参照してください。

### (3) 選定基準におけるプライバシー多床室について

プライバシー多床室は、プライバシー保護の観点からベッド間に間仕切りや壁等を設置し、他の入所者等からの視線を遮断する構造の多床室です。(天井からの隙間は可としますが、家具やカーテンで仕切られている場合は該当しません。)



## 11 社会福祉法人による「地域における公益的な取組み」の推進について

(平成30年1月23日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知 抜粋)

現在、社会福祉法人においては、「地域における公益的な取組み」の実施が法人の責務として位置づけられております。

「社会福祉法人による「地域における公益的な取組み」の推進について」(通知)において、地域における公益的な取組みの内容について、以下のとおり記載されておりますので、今後の法人運営の参考にしてください。

- 社会福祉法人は、地域住民が抱える多様な福祉ニーズに対応するため、社会福祉事業の運営を主たる目的として設立されるものであり、法人として税制上の優遇措置を受けているほか、社会福祉事業等の事業費として支払われる介護報酬等、税や保険料等の公費によって賄われている。
- 社会福祉法人の公益的性格に鑑みると、自らが行う事業の利用者の福祉ニーズを的確に把握し、これに対応することのみならず、社会情勢の変化を踏まえつつ、既存の制度では対応が困難な地域ニーズを積極的に把握し対応することが求められており、このような認識の下、地域における公益的な取組みの実施を通じて、地域に対し、法人が自らその存在価値を明らかにしていくことが重要である。
- 地域における公益的な取組みの内容として、次の①から③までの3つの要件の全てを満たすことが必要とされており、例として以下のようなものが挙げられる。
  - ①社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること
  - ②対象者が日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者であること
  - ③無料又は低額な料金で提供されること

- ・行事の開催や環境美化活動、防犯活動など、地域住民相互のつながりの強化を図るもの
- ・地域住民のサロンや生涯学習会の実施など、地域交流促進のための場の提供
- ・生計困難者等に対する利用者負担軽減

- ・特別養護老人ホーム等の入所施設による在宅の中重度の要介護者等の生活支援
- ・地域住民に対する介護技術研修の実施
- ・地域内の連携による福祉人材の育成
- ・複数法人の連携による災害時要援護者への支援
- ・災害時に備えた福祉支援体制づくりや関係機関とのネットワーク構築に向けた取組み
- ・地域における成年後見人等の受託
- ・生活困窮者に対する相談支援、一時的な居住等の支援の実施、就労訓練事業（いわゆる中間的就労）や社会参加活動の実施
- ・低所得高齢者等の居住の確保に関する支援
- ・貧困の連鎖を防止するための生活保護世帯等の子どもへの教育支援
- ・ひきこもりの者、孤立した高齢者、虐待を受けている者等の居場所づくりや見守りの実施
- ・刑務所出所者への福祉的支援

#### 《問い合わせ先・書類の提出先》

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課施設指定係（市役所本庁舎2階）

電話 052-972-2539 FAX 052-972-4147

Mail : a2536@kenkofukushi.city.nagoya.<sup>エルジー</sup> | g.jp

NAGOYA かいごネット (<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/>)

- \* ご不明な点等は、原則としてP.9「単独型短期入所生活介護から特別養護老人ホームへの転換にかかる質問送付票」によりメールもしくはFAXでお問合せください。後日回答いたします。なお、質問送付票を送付される場合は、電話にて連絡をお願いいたします。

**【質問送付票の提出期限】 令和5年4月21日（金）**

- \* 来庁にあたっては必ず事前に電話予約をお願いいたします。

#### 参 考

厚生労働省令、関係通知等、国の示す基準等の関連資料に関しましては、以下のウェブサイトで確認ください。

□厚生労働省法令等データベース <https://www.mhlw.go.jp/hourei/>

□独立行政法人福祉医療機構ホームページ <https://www.wam.go.jp/hp/>

（基本的な法令等）

- ・「名古屋市地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」
- ・「名古屋市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」
- ・「名古屋市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」
- ・「特別養護老人ホームの設備及び運営の基準」、「(同左) について」
- ・「指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準」、「(同左) について」
- ・「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」、「(同左) について」
- ・「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」、「(同左) の制定に伴う実施上の留意事項について」
- ・「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」、「(同左) の制定に伴う実施上の留意事項について」
- ・「社会福祉法人による地域における公益的な取組の推進について（課長通知）」



名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
名古屋市健康福祉局高齢福祉部  
介護保険課施設指定係担当者 宛  
Mail : a2536@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp  
FAX : 052-972-4147  
TEL : 052-972-2539

## 単独型短期入所生活介護から特別養護老人ホームへの 転換にかかる質問送付票

送信日	年 月 日 ( )
送信元	法人名 : 転換希望事業所名 : TEL : FAX : E-mail : 担当者 :
件名	
質問	

令和5年4月21日(金)まで質問を受け付けます。

令和5年度募集分 単独型短期入所生活介護から特別養護老人ホームへの転換選定基準

評価項目		具体的な視点	配分	配点
<b>1 法人の状況（配分15点）</b>				
(1)	特別養護老人ホーム等の運営実績の有無等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内で運営する特養の稼働率が全て95%以上の法人</li> <li>・市内で運営する特養の平均稼働率が95%以上の法人</li> <li>・特養運営実績を有する上記以外の法人及び介護保険施設運営実績を有する法人等</li> <li>・認知症高齢者グループホーム又は特定施設入居者生活介護の運営実績を有する法人</li> <li>・その他の介護保険事業実績を有する法人等</li> <li>・その他の法人等</li> </ul>	10点 7点 5点 3点 1点 0点	10点
(2)	社会貢献のための具体的な取り組み実績の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における成年後見人等の受託</li> <li>・生活困窮者に対する就労訓練事業の実施</li> <li>・生活保護世帯等の子どもへの教育支援</li> <li>・刑務所出所者への福祉的支援</li> <li>・本市が認定する企業としての取り組み実績の有無（子育て支援企業、女性の活躍推進企業、ワーク・ライフ・バランス推進企業）等</li> </ul>	5点 ～ 0点	5点
<b>2 特別養護老人ホームの整備状況（配分15点）</b>				
	特別養護老人ホームの整備が進んでいない区域における転換	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区の整備率</li> </ul>	15点 11点 7点 3点	15点
<b>3 短期入所生活介護事業所の整備状況（配分5点）</b>				
	短期入所生活介護事業所の市内平均以上の整備率の区における転換	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内平均以上の区での転換</li> <li>・市内平均に満たない区での転換</li> </ul>	5点 0点	5点
<b>4 土地の所有関係（配分5点）</b>				
	土地の所有関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己所有地</li> <li>・優先順位1位及び2位の区における借地</li> <li>・優先順位3位及び4位の区における借地</li> </ul>	5点 3点 0点	5点
<b>5 転換後の居室の形態（配分10点）</b>				
	転換する居室の転換後の形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニット型個室又は従来型個室</li> <li>・プライバシーに配慮した多床室</li> <li>・多床室</li> </ul>	10点 5点 0点	10点
<b>6 特別養護老人ホームの計画内容について（配分50点）</b>				
(1)	入所者の安全に配慮された構造・設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所者の安全に配慮された構造・設備があるか（災害対策、感染症対策、防犯対策）</li> </ul>	10点 ～ 0点	10点
(2)	併設事業として在宅介護支援機能を有した事業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅介護支援機能を有した併設事業の有無（短期入所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等）</li> </ul>	5点 0点	5点
(3)	入所者の重度化、看取りに対する取り組みの有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護職員の24時間配置</li> <li>・重度化、看取りに対する具体的な取り組み 等</li> </ul>	10点 ～ 0点	10点
(4)	人材確保・定着支援に対する取り組みの有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の確保</li> <li>・質の高い人材の育成</li> <li>・働きやすい環境づくり</li> </ul>	10点 ～ 0点	10点
(5)	ICT・介護ロボットの活用の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>ICT・介護ロボットの活用による介護サービスの質の向上、介護職員の身体的・精神的負担軽減、業務改善等</li> </ul>	5点 ～ 0点	5点
(6)	事業実施にあたって地域に開かれた運営を行うための具体的な取り組みの有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症カフェ</li> <li>・高齢者サロン</li> <li>・高齢者相談窓口</li> <li>・地域向け介護教室 等</li> </ul>	10点 ～ 0点	10点
合計				100点

※稼働率は令和4年6月から令和5年5月までの1年間の平均又は令和5年6月1日時点。

※1年間の平均稼働率は、利用延日数÷(定員×365)×100【小数点以下切捨て】

※稼働率は空床ショートを含む。

○事業者の選定方法

・転換協議書提出期限より過去3年以内に、本市が実施した各種の事業者公募等(特養・老健・認知症高齢者グループホーム等)において、採択されたにもかかわらず辞退了した法人、もしくは特養併設計画として採択されたにもかかわらず当該併設事業所を開設しなかった法人は合計点より5点減点する。

・評価項目ごとの得点の合計点から減点した後の得点が高い事業者を選定する。なお、同じ得点の場合は、要介護3～5の人数に対する特養定員の割合が低い区での転換を優先し、次に転換後の居室の形態がユニット型での転換を優先し、次に市内で運営する特養の平均稼働率が高い事業者を優先する。

※最低基準に満たない場合（以下に該当する場合は、その計画は選定しないものとする。

・「6 特別養護老人ホームの計画内容について」の合計点が22.5点未満の場合

# 特別養護老人ホームの整備状況

令和5年3月1日時点

優先順位	区名	か所数		定員計 (人)	要介護3～5の人数に対する特養定員割合	4区定員計 a(人)	4区要介護3～5の人数 b(人)	a/b	配点
		広域型	地域密着型						
1	名東	1	1	170	6.43%	928	8,404	11.04%	15
	千種	4		338	12.22%				
	昭和	3		230	13.04%				
	中	2		190	15.37%				
2	中村	5		460	17.63%	1,865	9,612	19.40%	11
	緑	9	2	735	19.54%				
	瑞穂	5		400	20.00%				
	東	3	1	270	21.70%				
3	北	6	6	794	21.84%	3,003	12,910	23.26%	7
	中川	9	3	852	22.39%				
	西	7	1	623	24.71%				
	南	8	1	734	24.88%				
4	守山	10	3	947	26.13%	3,220	10,186	31.61%	3
	天白	8	2	721	27.60%				
	港	9	7	953	34.90%				
	熱田	6	2	599	49.05%				
	計	95	29	9,016	21.93%	9,016	41,112	21.93%	

※「認定者数」は令和5年2月末現在の人数

※「か所数」及び「定員計」は整備予定施設を含む

※名東区のか所数及び定員は、厚生院を除く

# 短期入所生活介護事業所の整備状況

令和5年3月1日時点

区名	か所数		定員計 (人) A	要介護・要支援 認定者数(人) B	要介護・要支援認 定者数に対する ショート定員割合 A/B	配点
	併設型	単独型				
熱田	7	1	148	3,499	4.23%	5
中	4	2	108	3,593	3.01%	
港	15		242	8,200	2.95%	
天白	6	4	208	7,280	2.86%	
守山	11	1	213	9,218	2.31%	
北	13	2	228	10,177	2.24%	
西	7	2	161	7,231	2.23%	
中川	11	2	208	10,952	1.90%	
南	8	1	163	8,692	1.88%	
緑	10	1	182	10,970	1.66%	
昭和	4		74	5,396	1.37%	
東	3		40	3,596	1.11%	
瑞穂	4		64	6,050	1.06%	
千種	2	1	83	8,169	1.02%	
中村	4		48	8,039	0.60%	
名東	1	1	40	7,440	0.54%	
計	110	18	2,210	118,502	市内平均整備率 1.86%	

※「認定者数」は令和5年2月末現在の人数

※「か所数」及び「定員計」は整備予定施設を含む

# ユニット型特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)の設備基準

## <構造及び規模等>

○定員30人以上

○ユニット型特別養護老人ホームの建物は、耐火建築物でなければならない。

ただし、入居者の日常生活に充てられる場所を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていないユニット型特別養護老人ホームの建物は、準耐火建築物とすることができる。

○木造平屋建てのユニット型特別養護老人ホームの場合は、指定都市の市長が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聞いて次の各号のいずれかの要件を満たし、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火又は準耐火建築物とすることを要しない。

①スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材への難燃性の材料の使用、調理室等火災のおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

②非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

③避難口の増設、搬送を容易に行なうために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

○ユニット型特別養護老人ホームは、ユニット、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室、事務室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該ユニット型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待できる場合であって、入居者へのサービスの提供に支障がないときは、設備の一部を設けない(ユニットは除く)ことができる。

## 【ユニット型特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)設備基準抜粋】

区 分	基 準	備 考
ユニット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1の居室の定員は1人とすること。</li> <li>・入居者の処遇上必要と認められる場合は2人とすることができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者の処遇上必要と認められる場合 例：夫婦で居室を利用する場合など</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室はいずれかのユニットに属するものとし当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。</li> <li>・1のユニットの入居定員は原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。</li> <li>・地階に設けてはならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【「近接して一体的に」とは】</li> <li>(ア)当該共同生活室に隣接している居室</li> <li>(イ)当該共同生活室に隣接していないが、(ア)の居室と隣接している居室</li> <li>(ウ)その他当該共同生活室に近接して一体的に設けられている居室</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室面積は10.65㎡以上とすること。</li> <li>・2人室の場合は21.3㎡以上とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面積にかかる基準はすべて内法での測定とする。</li> <li>・洗面設備スペースを含む。トイレの面積は含まない。</li> <li>・備付家具を取り付ける場合は面積に含めない。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寝台又はこれに代わる設備を備えること。</li> <li>・1以上の出入り口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。</li> <li>・床面積の1/14以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。</li> <li>・必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。</li> <li>・プザー又はこれに代わる設備を設けること。</li> </ul>	
共同生活室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</li> <li>・地階に設けてはならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同生活室には、要介護者や介護を行う職員が食事をしたり、談話等を楽しんだりするのに適したテーブル、椅子等の備品を備えた上で、当該共同生活室内を車椅子が支障なく通行できる形状が確保されていること。</li> <li>・他のユニットの入居者が、当該共同生活室を通過することなく、施設内の他の場所に移動できること。</li> <li>・入居者が、その心身の状況に応じて家事を行うことができるようにする観点から、簡易な流し、調理設備を設けること。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同生活室の面積は2㎡に当該ユニットの居室の入居定員を乗じて得た面積以上とすること。</li> <li>・必要な設備及び備品を備えること。</li> </ul>	
洗面設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</li> <li>・要介護者が使用するのに適したものとすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室ごとに設けるとともに共同生活室内にも設けること。</li> </ul>
便所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</li> <li>・プザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室ごとに設けることが望ましい。なお、共同生活室ごとに適当数設ける場合は、1か所に集中して設けるのではなく、2か所以上に分散して設けることが望ましい。</li> <li>・多機能トイレとする。</li> </ul>
浴室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護者が入浴するのに適したものとすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各ユニットごとに設けることが望ましい。</li> <li>・一般浴槽を設けるほか、必要に応じて入浴に介助を必要とする方の入浴に適した機械入浴設備を設けること。</li> </ul>

## ユニット型特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)の設備基準

区 分	基 準	備 考
医務室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること。</li> <li>・入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要設備等については、設置予定地を所管する保健センターに事前に相談すること。</li> </ul>
調理室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要設備等については、設置予定地を所管する保健センターに事前に相談すること。</li> </ul>
洗濯室又は洗濯場		
汚物処理室		
介護材料室		
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニット及び浴室は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室はこの限りでない。</li> <li>①ユニット又は浴室のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上(防災上有効な傾斜路を有する場合又は車いす若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上)有すること。</li> <li>②3階以上の階にあるユニット又は浴室及びこれらから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</li> <li>③ユニット又は浴室のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廊下幅は片廊下1.8m以上、中廊下2.7m以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、廊下幅は片廊下1.5m以上、中廊下1.8m以上とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廊下幅は、内法によるものとし、手すりの内側から測るものとする。※有効幅員</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廊下、共同生活室、便所その他の必要な場所に常夜灯を設けること。</li> <li>・廊下及び階段には手すりを設けること。</li> <li>・階段の傾斜は緩やかにすること。</li> <li>・ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合はこの限りでない。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各号に掲げる設備は専ら当該施設の用に供しななければならない。ただし、入居者の処遇に支障がない場合はこの限りでない。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防設備に関しては設置予定地を所管する消防署に事前に相談すること。(原則として、居室の外周には避難用滑り台に通じるバルコニーを設置すること。)</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉環境整備指針(名古屋市策定)において、福祉的観点からまちづくりの基本理念や、福祉のまちづくりを推進していくための具体的な方策、及び公共的建築物等を整備する上での「設計・施工上の標準としての技術的基準」を示しているのを参照すること。</li> </ul>

※上記の基準については、国の示す基準を一覧に取りまとめた概要版ですので、事業実施にあたっては、「指定介護老人福祉施設の事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」等や関係法令を必ずご確認願います。

※上記の基準以外についても、建築基準法等他の法令の基準を満たす必要があります。

## 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)の設備基準 (プライバシー多床室型含む)

### <構造及び規模等>

○定員30人以上

○特別養護老人ホームの建物は、耐火建築物でなければならない。

ただし、入所者の日常生活に充てられる場所を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない特別養護老人ホームの建物は、準耐火建築物とすることができる。

○木造平屋建ての特別養護老人ホームの場合は、指定都市の市長が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて次の各号のいずれかの要件を満たし、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火又は準耐火建築物とすることを要しない。

①スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

②非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

③避難口の増設、搬送を容易に行なうために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

○特別養護老人ホームは、居室、静養室、食堂、浴室、洗面設備、便所、医務室、調理室、介護職員室、看護職員室、機能訓練室、面談室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室、事務室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待できる場合であって、入所者へのサービスの提供に支障がないときは、入所者が日常継続的に使用する設備以外の調理室等の設備について、その一部を設けないことができる。

### 【特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設設備基準抜粋等)】

区 分	基 準	備 考
居室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1の居室の定員は4人以下とすること。</li> <li>・地階に設けてはならない。</li> <li>・居室面積は1人あたり10.65㎡以上とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面積にかかる基準はすべて内法での測定とする。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寝台又はこれに代わる設備を備えること。</li> <li>・1以上の出入り口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。</li> <li>・床面積の1/14以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。</li> <li>・入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。</li> <li>・ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</li> </ul>	
静養室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。</li> <li>・地階に設けてはならない。</li> <li>・寝台又はこれに代わる設備を備えること。</li> <li>・1以上の出入り口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。</li> <li>・床面積の1/14以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。</li> <li>・入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。</li> <li>・ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</li> </ul>	
浴室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。</li> </ul>	
洗面設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室のある階ごとに設けること。</li> <li>・介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。</li> </ul>	
便所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室のある階ごとに居室に近接して設けること。</li> <li>・ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。</li> </ul>	
医務室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること。</li> <li>・入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要設備等については、設置予定地を所管する保健センターに事前に相談すること。</li> </ul>
調理室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要設備等については、設置予定地を所管する保健センターに事前に相談すること。</li> <li>・食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けること。</li> </ul>

## 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)の設備基準 (プライバシー多床室型含む)

区 分	基 準	備 考
介護職員室	・居室のある階ごとに居室に近接して設けること。 ・必要な備品を備えること。	
看護職員室		
食堂及び機能訓練室	・食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3㎡に入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。 ・必要な備品を備えること。	・面積にかかる基準はすべて内法での測定とする。
面談室		
洗濯室又は洗濯場		
汚物処理室		他の設備と区分された一定のスペースを有すれば足りる。ただし、換気及び衛生管理等に十分配慮すること。 ・居室、静養室、食堂及び調理室から相当の距離を隔てて設けること。
介護材料室		
宿直室		
その他	・居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室(以下「居室、静養室等」という。)は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居室、静養室等については、この限りでない。 ①居室、静養室等のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上(防災上有効な傾斜路を有する場合又は車いす若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上)有すること。 ②3階以上の階にある居室、静養室等及びこれらから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。 ③居室、静養室等のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。	
	・廊下幅は片廊下1.8m以上、中廊下2.7m以上とすること。	・廊下幅は、内法によるものとし、手すりの内側から測るものとする。※有効幅員
	・廊下、便所その他の必要な場所に常夜灯を設けること。 ・廊下及び階段には手すりを設けること。 ・階段の傾斜は緩やかにすること。 ・居室、静養室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合はこの限りでない。	傾斜路は入所者の歩行及び輸送車、車椅子等の昇降並びに災害発生時の避難、救出に支障がないようその傾斜はゆるやかにし、表面は粗面又は滑りにくい材料で仕上げること。
	・消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けること。	・消防設備に関しては設置予定地を所管する消防署に事前に相談すること。 (原則として、居室の外周には避難用滑り台に通じるバルコニーを設置すること。)
	・各号に掲げる設備は専ら当該施設の用に供しなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合はこの限りでない。	
		・福祉環境整備指針(名古屋市政定)において、福祉的観点からまちづくりの基本理念や、福祉のまちづくりを推進していくための具体的な方策、及び公共的建築物等を整備する上での「設計・施工上の標準としての技術的基準」を示しているのを参照すること。

※上記の基準については、国の示す基準を一覧に取りまとめた概要版ですので、事業実施にあたっては、「指定介護老人福祉施設の事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」等や関係法令を必ずご確認願います。

※上記の基準以外についても、建築基準法等他の法令の基準を満たす必要があります。



# ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備基準

## <構造及び規模等>

○定員29人以下

○ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物は、耐火建築物でなければならない。

ただし、入居者の日常生活に充てられる場所を2階以上の階に設けていない又は平屋建てのユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物は、準耐火建築物とすることができる。

○木造平屋建てのユニット型地域密着型特別養護老人ホームの場合は、都道府県知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聞いて次の各号のいずれかの要件を満たし、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火又は準耐火建築物とすることを要しない。

①スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材への難燃性の材料の使用、調理室等火災するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

②非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

③避難口の増設、搬送を容易に行なうために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

○ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、ユニット、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室、事務室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待できる場合であって、入居者へのサービスの提供に支障がないときは、設備の一部を設けない(ユニットは除く)ことができる。

## 【ユニット型指定地域密着型特別養護老人ホーム設備基準抜粋】

その1

区 分	基 準	備 考
ユニット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1の居室の定員は1人とすること。</li> <li>・入居者の処遇上必要と認められる場合は2人とすることができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者の処遇上必要と認められる場合 例:夫婦で居室を利用する場合など</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室はいずれかのユニットに属するものとし当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。</li> <li>・1のユニットの入居定員は原則としておおむね10人以下とし15人を超えないものとする。</li> <li>・地階に設けてはならない。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室面積は10.65㎡以上とすること。</li> <li>・2人室の場合は21.3㎡以上とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面積にかかる基準はすべて内法での測定とする。</li> <li>・洗面設備スペースを含む。トイレの面積は含まない。</li> <li>・備付家具を取り付ける場合は面積に含めない。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寝台又はこれに代わる設備を備えること。</li> <li>・1以上の出入り口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室、又は広間に直接面して設けること。</li> <li>・床面積の1/14以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。</li> <li>・必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。</li> <li>・プザー又はこれに代わる設備を設けること。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</li> <li>・地階に設けてはならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同生活室には、要介護者が食事をしたり、談話等を楽しんだりするのに適したテーブル、椅子等の備品を備えること。また、入居者が、その心身の状況に応じて家事を行うことができるようにする観点から、簡易な流し、調理設備を設けること。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同生活室の面積は2㎡に当該ユニットの居室の入居定員を乗じて得た面積以上とすること。</li> <li>・必要な設備及び備品を備えること。</li> </ul>	
洗面設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</li> <li>・要介護者が使用するのに適したものとすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室ごとに設けるとともに共同生活室内にも設けること。</li> </ul>
便所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</li> <li>・プザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室ごとに設けることが望ましい。なお、共同生活室ごとに適当数設ける場合は、1か所に集中して設けるのではなく、2か所以上に分散して設けることが望ましい。</li> </ul>
浴室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護者が入浴するのに適したものとすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各ユニットごとに設けることが望ましい。</li> <li>・一般浴槽を設けるほか、必要に応じて入浴に介助を必要とする方の入浴に適した機械入浴設備を設けること。</li> </ul>

## ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備基準

区 分	基 準	備 考
医務室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること。</li> <li>・入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サテライト型の場合、医務室は必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りる。</li> <li>・必要設備等については、設置予定地を所管する保健所に事前に相談すること。</li> </ul>
調理室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サテライト型の場合の調理室は、本体施設の調理室で調理する場合であって、運搬手段について衛生上適切な措置がなされているときは、簡易な調理設備を設けることで足りる。</li> <li>・必要設備等については、設置予定地を所管する保健所に事前に相談すること。</li> </ul>
洗濯室又は洗濯場		
汚物処理室		
介護材料室		
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニット及び浴室は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室はこの限りでない。</li> <li>①ユニット又は浴室のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上(防災上有効な傾斜路を有する場合又は車いす若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上)有すること。</li> <li>②3階以上の階にあるユニット又は浴室及びこれから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</li> <li>③ユニット又は浴室のある3階以上の各階が耐火建築物の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廊下幅は片廊下1.5m以上、中廊下1.8m以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廊下幅は、内法によるものとし、手すりの内側から測るものとする。※有効幅員</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廊下、共同生活室、便所その他の必要な場所に常夜灯を設けること。</li> <li>・廊下及び階段には手すりを設けること。</li> <li>・階段の傾斜は緩やかにすること。</li> <li>・ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合はこの限りでない。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本体施設とサテライト型居住施設との間の距離は、両施設が密接な連携を確保できる範囲内としなければならない(通常の交通手段を利用して、概ね20分以内で移動できることを目安とする)。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各号に掲げる設備は専ら当該施設の用に供しなければならない。ただし、入居者の処遇に支障がない場合はこの限りでない。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防設備に関しては設置予定地を所管する消防署に事前に相談すること。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉環境整備指針(名古屋市長策定)において、福祉的観点からまちづくりの基本理念や、福祉のまちづくりを推進していくための具体的な方策、及び公共的建築物等を整備する上での「設計・施工上の標準としての技術的基準」を示しているのを参照すること。</li> </ul>

※上記の基準については、国の示す基準を一覧に取りまとめた概要版ですので、事業実施にあたっては、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」等や関係法令を必ずご確認ください。

※上記の基準以外についても、建築基準法等他の法令の基準を満たす必要があります。

令和5年度募集分  
単独型短期入所生活介護から特別養護老人ホームへの転換協議申出書

年 月 日

名古屋市健康福祉局長 宛

法人所在地

法人名

代表者職・氏名

単独型短期入所生活介護から特別養護老人ホームへの転換について、下記のとおり協議を行いたいので申し出ます。

記

転換する短期入所生活介護事業所の名称	
事業所所在地	
短期入所生活介護事業所の定員及び転換数	定員 人 (うち転換数 人)
転換後の特養の名称	
転換後の居室の形態 <small>※いずれかに○を付けてください</small>	ユニット型個室 ・ 従来型個室 ・ プライバシー多床室 ・ 多床室
併設予定施設種別 (定員)	
土地の所有関係 <small>※いずれかに○を付けてください</small>	・ 自己所有地 ・ 借地
建物の所有関係 <small>※いずれかに○を付けてください</small>	・ 自己所有 ・ 借家
特別養護老人ホームの事業開始時期 (予定)	令和 年 月 1 日
担当者名 連絡先 メー ル	担当者名 : 連絡先 :           —           — メー ル :

※特別養護老人ホームの事業開始は各月の1日に限ります。